

令和6年度 定期監査実施結果

令和6年度 定期監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

債権管理について

2 目的

地方自治体における収入未済額の回収など債権の適正管理は、町民負担の公平性や歳入確保の観点からも重要な課題となっている。関係法令等に基づき、公平かつ効率性に配慮した適正な債権管理が行われているか検証することを目的に監査を実施した。

3 監査の対象事項

令和5年度における一般会計、特別会計及び企業会計の収入未済繰越額についての債権管理事務及び令和5年度不納欠損処理業務

4 監査の着眼点

- (1) 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。また、滞納者の実態は、十分調査されているか。
- (2) 履行期限までに納付されない場合、滞納者に対する督促及びその後の催告は、適時かつ適正に行われているか。
- (3) 必要に応じて、徴収の猶予、分割納付などの緩和措置がとられているか。また、その手続きは適正か。
- (4) 不納欠損処分は、適時かつ適正に行われているか。
ア 時効の起算点に誤りはないか。
イ 時効完成等により、既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。
- (5) 債権管理に関する要綱やマニュアルが作成されているか。
- (6) 収入未済の解消、収納率の向上に向けた適切な対策が行われているか。

5 実施期間

令和6年10月30日

6 実施方法

あらかじめ収入未済額を把握するため、監査対象課（公室・局）に係る資料の提出を

求め、さらに必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

7 債権の分類

(1) 公債権

公法上の原因に基づいて発生する債権で、時効期間の満了により債権が消滅する。

① 強制徴収公債権

国税又は地方税の滞納処分の例により、裁判手続を経ることなく自ら強制執行できるもの

② 非強制徴収公債権

裁判手続を行い、民事執行手続によらなければ、強制執行ができないもの

(2) 私債権

民法、商法等が適用される債権で、時効期間が満了しても債権の放棄又は債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しない。

各債権の内容

強制徴収公債権	私債権
地方税	学校給食費
保育料	住宅使用料
後期高齢者医療保険料	住宅駐車場使用料
介護保険料	住宅合併浄化槽使用料
公共下水道使用料	児童クラブ負担金
非強制徴収公債権	水道使用料
農業集落排水施設使用料	災害援助費貸付金
身障者福祉費負担金	住宅新築資金貸付金
緊急通報システム利用負担金	地域改善対策貸付金

第2 監査の結果

(1) 収入未済額・不納欠損額の状況（令和5年度分）

①一般会計

債権名	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
住民税（現年）個人	673,155,885	661,693,525	0	11,462,360
住民税（滞納）個人	25,767,900	7,263,971	1,024,183	17,479,746
住民税（現年）法人	78,955,800	78,779,800	0	176,000
住民税（滞納）法人	165,600	115,600	0	50,000
固定資産税（現年）	1,094,621,800	1,082,139,800	0	12,482,000
固定資産税（滞納）	54,790,208	13,247,053	4,657,127	36,886,028
軽自動車税（現年）	80,025,500	78,448,289		1,577,211
軽自動車税（滞納）	4,545,244	1,409,786	440,580	2,694,878
保育料（現年）	9,109,000	8,622,200	0	486,800
保育料（滞納）	6,013,290	588,310	0	5,424,980
児童クラブ負担金（現年）	13,753,600	13,655,100	0	98,500
児童クラブ負担金（滞納）	709,500	406,250	0	303,250
身障者福祉費負担金（滞納）	365,300	60,000	0	305,300
緊急通報システム利用負担金（滞納）	3,600	0	0	3,600
住宅使用料（現年）	88,447,900	86,426,600	0	2,021,300
住宅使用料（滞納）	39,401,528	2,245,600	0	37,155,928
住宅駐車場使用料（滞納）	205,980	0	0	205,980
住宅合併浄化槽使用料（滞納）	241,200	24,000	0	217,200
地域改善対策貸付金元利収入（滞納）	3,315,501	0	0	3,315,501
災害救助費貸付金元利収入（滞納）	500,040	24,000	0	476,040
学校給食費（滞納）	244,498	22,218	0	222,280

②特別会計

債権名	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
国民健康保険税（現年）一般	341,197,900	317,038,225	0	24,159,675
国民健康保険税（滞納）一般	59,975,175	15,323,638	3,548,571	41,102,966
国民健康保険税（滞納）退職	216,765	64,589	0	152,176
介護保険料（現年）	481,176,740	478,207,680	0	2,969,060
介護保険料（滞納）	7,856,503	1,617,386	1,129,180	5,109,937
後期高齢者保険料（現年）	285,505,980	283,483,540	0	2,022,440
後期高齢者保険料（滞納）	3,151,744	1,341,924	43,910	1,765,910
住宅新築資金等貸付金（滞納）	228,964,540	1,726,669	6,405,281	220,832,590
水道使用料（現年）	166,199,850	153,656,040	0	12,543,810
水道使用料（滞納）	24,468,510	12,919,560	0	11,548,950
公共下水道使用料（現年）	26,302,760	24,361,670	0	1,941,090
公共下水道使用料（滞納）	3,681,940	2,050,370	0	1,631,570
農業集落排水施設使用料（現年）	65,845,010	61,503,310	0	4,341,700
農業集落排水施設使用料（滞納）	9,451,940	4,579,910	0	4,872,030

(2) 収入未済繰越額の債権管理事務及び不納欠損処理業務の監査結果

監査結果は、次のとおりであり、事務処理に関し一部で重大な誤謬が見受けられたほか、改善又は検討を要する事項が見受けられた。なお、各課における事務処理上留意すべき個別事項については、講評の中で指摘したので記述を省略する。

① 時効管理について

滞納処分規定のある公債権は、時効期間の満了により債権が消滅し一切の請求ができなくなる。仮に納付があっても受け取ることはできないこととなるが、時効開始の時期が不確かだが時効が完成していると思われる案件にもかかわらず収納されているものが見受けられたほか、台帳が適切に整理されていないものもあった。

また、滞納処分規定のない公債権や私債権の場合は、時効が完成しても、債権の放棄又は債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しないため、請求や催告、納付することができる。しかしながら、対応を行わず、ただ漫然と放置しているものも見受けられたことから、裁判上の請求を行うなど、時効の更新措置をとるよう心掛けていただきたい。

② 滞納者の個別管理について

滞納管理台帳については、債権の名称や金額、督促や催告、時効更新手続等を時系列で記録しておくべきであるが、記録がないもの、記録が正確でないもの、長期間未対応なものなどを確認した。台帳の記載漏れや誤った記録は、後日参照時に錯誤を生じさせる可能性があるため、記録の正確性には十分留意する必要がある。

また、今後どのような対応をするべきかなども記録し、担当者の異動時においても円滑に引き継がれるような事務処理を要望する。併せて、各債権所管課間で、滞納者の個別管理情報を共有し横断的に連携を図るなどし、全庁的な債権管理に努められたい。

③ 滞納整理について

差押え等の強制執行が適正に行われていない課が今回の監査で見受けられた。町税においては、徴収担当係を置いているが、他の収入については、担当課内に徴収のための専従者が配置されておらず、他の業務の傍ら徴収事務を行わざるを得ない状況にある。特に債権の回収は、高度な専門知識と手法が求められる業務であるが、知識や手法を熟知している職員ではないため、日常業務の中において優先順位が低くなりがちである。

職員数が限られた中で業務を行っていることは理解できるが、大多数の納税者、債務者が納期限内に納付していることから、一部の滞納者を放置しておくことは公平性の観点からも許されることではない。滞納整理の知識を習得する勉強会を実施するなど、各課において若手職員など徴収業務が未経験な職員へ、知識やノウハウが引き継がれるよう積極的な取組みが望まれる。

④ 債権放棄、不納欠損について

一部の課では漫然と消滅時効となっているものや債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処分が行われていないものがあつたほか、公債権のうち時効期間が満了により債権が消滅したと思われるものを収納したものなど、不適切な事務処理が見受けられた。

不納欠損は、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の処理であり、消滅した債権に対して行われるため、不納欠損にすることで債権が消滅するものではない。債権放棄については、収入されるべき債権を消滅させるものであることから、公平性や町民の納税等に対する意識が損なわれないう、消滅するに至るまでに債権回収に最大限に取り組むことが重要である。債務者の資力や財産、生活の実態等の調査を行い、徴収努力をするとともに、関係法令に基づいた適正な処理に努められたい。

中には困難な案件があると考えられるが、住民訴訟等の事案ともなりかねないので、公債権においては滞納処分の執行停止の手続、私債権においては徴収停止等の措置を講じてから放棄するよう努力されたい。

⑤ 債権管理条例について

人口減少や少子高齢化等の影響を受け、町の歳入の減少が懸念される。債権回収の必要性や債権管理の適正化の重要性が再認識し、町税をはじめとした自主財源を確保するため、法令による行政の原理に基づいた適正な債権管理を行い、確実な債権回収に努める必要がある。

一方で、回収努力を尽くしても回収の見込みがない非強制徴収公債権及び私債権については、その管理の継続による事務負担を軽減し、回収可能な債権の管理に集中することができるよう、統一した基準を設けて債権の放棄を行うことで効果的かつ効率的な債権管理を進めなくてはならない。

そのため、町の債権管理を適切に行うための統一した管理ルールを定め、町民負担の公平性と財政の健全性を確保することを目的とした債権管理条例の制定が望まれる。

第3 総括的な意見

今回監査対象とした債権管理事務については、一部で重大な事務の誤りが見受けられたほか、監査の講評で述べたとおり、検討又は改善を必要とすべき事項が見受けられた。これまで、決算審査の意見書等で債権管理について述べてきたが、遅々として改善されない課もあるため、適正かつ効率的な収納事務を望むものである。

滞納処分、時効管理等は、法律や条例等に基づく適正な事務処理が必要であることから、地方自治法、民法のほか関係法令の改正内容を良く確認し、事務処理にあたるよう望む。町税、負担金、使用料等の収入は、町が行う施策の貴重な財源であるため、徹底した収入の確保に努めていく必要があり、そのためには債権の回収が滞ることのないよう、その管理を適切に行わなければならない。債権回収の滞りは、行政サービスの提供に影響を及ぼすだけでなく、適切に納付している納税者、債務者に対して公平性を欠くこととなることから、債権管理は、健全な財政運営、行政サービスの適切な提供、住民に対する公平性の確保等の観点から重要な業務である。

みやこ町においては、悪質な滞納者への行政サービスの制限、税における差押え等の強制執行、国民健康保険における資格証明書、短期保険証の発行、水道使用料においては給水停止などで成果をあげているが、強制執行等の実施はこれら一部の未収金についてのみであり、他の未収金については、積極的な取組みが行われているとはいいがたい状況である。

徴収事務を所管する課に新たに配属された職員を対象とした研修会は、外部で定期的で開催されているが、徴収事務を所管する課に配属されなければ、滞納管理の知識を習得する機会がない。町の債権は、その区分や時効期間が異なるため、専門的な知識や実務経験が必要であることから、徴収事務を所管する課を中心に、以前受講した職員も含め、知識向上や債権管理に関する解釈の統一など、徴収の知識や手法の向上を目的とした研修会を毎年開催するなどの取組みが必要である。

今後においては、各債権所管課が横断的に連携し、各種法令等に基づいた収納管理が積極的に行われるよう望むところである。

○ 債権の種類と主な違い

区分	公法上の債権			私法上の債権
	強制徴収公債権		非強制徴収公債権	私債権
債権の範囲	地方税 (※今回の調査票では 強制徴収公債権と区別 しています。)	分担金、加入金、過料 等法律で強制徴収に 関して定めのある使用 料その他地方公共団 体の歳入	法律で強制徴収に関し て定めのない使用料、 手数料	両当事者の合意に基 づき発生する債権
発生の原因	賦課決定など公法上の原因に基づいて発生			契約などの私法上の 原因に基づいて発生
督促手数料	条例に基づき徴収できる。			徴収できない。
延滞金 遅延損害金	個別法・条例に基づき延滞金を徴収できる。			民法に基づき法定利 率により遅延損害金を 徴収できる。または、条 例・個別契約に定めが あれば徴収可能
財産調査 の権限	財産調査の権限あり		財産調査の権限なし	
滞納処分	自力執行権あり 滞納処分により強制徴収が可能		自力執行権なし 民事執行手続きによる強制執行等が必要	
時効期間	5年(介護保険料、後期高齢者保険料は2年)			民法等による。
不納欠損	時効が完成すれば、援用を要せず債権は消滅する。			時効が完成しても債務 者から援用の申出がな ければ債権は消滅しな い。